

令和7年度 認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 目 的

研修対象者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体 山梨県（研修の実施運営は、（公財）介護労働安定センター山梨支部）

3 日 時

第1日目： 令和7年 12月 17日（水） 午前 8時50分～午前11時40分
第2日目： 12月 18日（木） 午前10時40分～午後5時20分
現場体験： 12月 19日（金）～令和8年 1月16日（金）の内1日

4 場 所

- 講義・演習：オンライン
- 現 場 体 験：受講者決定後に、別途現場体験先事業所等について通知します。

5 受講対象者

- 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者又は代表者になることが予定される者
- 受講者が勤務している事業所又は代表者になることが予定されている事業所において、現場体験での受講生受け入れが可能であること（別紙1「令和7年度 認知症対応型サービス事業開設者研修における現場体験について」を参照してください。）。
- 受講に当たりカメラ・マイクを含むZoom会議利用可能パソコンの準備ができる者

6 受講定員 10名

7 申込み

受講希望者は、別添申込書に必要事項を記入の上、事業所所在地（開設予定の場合は開設予定地）の市町村に提出してください。市町村からの推薦書を併せて、市町村から（公財）介護労働安定センター山梨支部へ申し込むものとします。

- 受付開始日：令和7年 9月5日（金）
- 締 切 日：令和7年10月3日（金）
- 申 込 先：（公財）介護労働安定センター山梨支部
（〒400-0025 甲府市朝日1-3-12 朝日第一ビル2階）
（TEL：055-255-6355）

※ 郵送（締切日必着）又は持参してください（FAXは不可）。

※ 申込開始前に申込みをしても受付できませんので、予め御了承ください。

8 受講決定

申込者多数の場合は、受講対象者の要件を満たし、かつ、本研修受講の必要性が高い順に受講決定とします。

なお、受講の可否については、11月中旬頃までに、（公財）介護労働安定センター山梨支部又は山梨県健康長寿推進課から事業所及び市町村へ通知する予定です。

9 参加費

4,200円（支払期日厳守） ※ 支払期日は、受講決定時に通知します。

10 留意事項

（1）本研修は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の指定要件となっており、各サービスの代表者又は代表者になることが予定される者には本研修の修了が義務付けられています。

（2）次の研修修了者は、すでに必要な研修を修了しているものとみなされますので、新たに本研修を受講する必要はありません。

- 平成17年度実施の認知症介護実践研修（実践者研修又は実践リーダー研修）
- 平成17年度実施の認知症高齢者グループホーム管理者研修
- 平成12～16年度実施の認知症（痴呆症）介護実務者研修（基礎課程・専門課程）
- 平成12～17年度実施の認知症介護指導者研修
- 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

（3）本研修を受講することにより、地域密着型サービス事業所の指定基準等を満たす必要がある等特別な事情がある場合は、申込書の備考の欄にその旨記載してください。

（4）研修当日の遅刻・早退・欠席は、認められません。通信障害、機器の不具合等により研修を視聴できなかった場合にあっても研修修了とならないので、十分ご留意ください。

（5）本研修の修了者については、当研修（現場体験を含む）の受講を通じて、

- ・ 認知症高齢者ケアについて理解したこと。
- ・ 今後の事業所運営に関して取り組みたいこと。

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出するものとします。

（6）感染症拡大防止や大雪等の天候悪化のため、やむを得ず本研修を延期又は中止等することがあります。開催状況については、（公財）介護労働安定センター山梨支

部のホームページに掲載しますので、受講前に確認をしてください。

(公財) 介護労働安定センター山梨支部ホームページ

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/yamanashi/index.html>

＜参考＞

平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長及び老人保健課長連名通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（解釈通知）抜粋

指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（基準第 65 条）

① 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。

なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が 1 つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものである。

※ 指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者についても同趣旨